令和８年度　第６回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和８年８月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

別紙 1

令和８年度第６回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席　１８名　　定員　１９名
欠席　　０名　　欠員　　１名

（委員）

出	欠	席番	氏　　名	備　　考
○		1	青　山　春　彦	
○		2	上 村 喜 久 雄	
○		3	小　岩　孝　徳	
○		4	星 仁 右 ェ 門	
○		5	櫻　井　信　夫	
○		6	大　塚　　寛	
○		7	井　上　　健	
○		8	髙　橋　英　毅	
○		9	渡　邉　英　男	
○		１０	佐　藤　隆　雄	
○		１１	浅　井　　厚	
○		１２	野　沢　忠　男	
○		１３	瀧　澤　　悟	
○		１４	森 山 由 利 子	
○		１５	韮　澤　芳　子	
○		１６	貝　瀬　　健	
		１７		※ 欠　員
○		１８	星　野　幸　夫	
○		１９	桑　原　正　文	

（事務局）

出	欠	氏　　名	備　　考
	○	星　野　　崇	
○		星　野　　巧	
○		櫻　井　紀　彦	
○		菅　井　智　弥	

別紙 2

令和８年度
第６回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和８年８月 25 日

日 程	議案番号	付　　議　　事　　件
		開会宣言　　13 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について ５番　櫻井　信夫　委員 ６番　大塚　寛　委員
3	報告第１号 報告第２号 報告第３号	農地法第 18 条第６項の規定による届出について 農地法第３条の３の規定による届出について 農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について
4	議案第１号 議案第２号 議案第３号 議案第４号	農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第５条第１項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言　　14 時 15 分

令和８年度　第６回魚沼市農業委員会総会議事録

令和８年度第６回魚沼市農業委員会総会は、令和８年８月 25 日魚沼市役所本庁舎３階 301、302 会議室に招集された。

１．出席委員は、別紙１のとおりである。
２．本総会に付議された事件は、別紙２のとおりである。

事務局（星野係長）
時間になりましたので、総会に先立ちまして、本日の出席者数を報告いたします。在任委員 18 名のうち、欠席の届け出はありませんでした。魚沼市農業委員会会議規則第７条の規定による定足数に達しておりますので、ただ今から令和８年度第６回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。
はじめに桑原会長から挨拶をいただきます。

（時刻は 13 時 30 分）

桑原会長
（挨拶）

会 務 報 告

議　長（桑原会長）
それでは、日程第１報告事項会務報告、事務局お願いいたします。

事務局（星野係長）
主要会務報告、主要会務予定について説明

議　長（桑原会長）
続いて、部会報告をお願いいたします。

第１地区部会会長（瀧澤悟委員）
第１部会では、特に報告する事項はございませんが、総会終了後、農地パトロール並びに広報誌の進捗状況について確認をしたいので、総会終了後に集まっていただきたいと思います。以上です。

第２地区部会会長（櫻井信夫委員）
第２部会は特に報告・連絡事項はありません。

第３地区部会会長（青山春彦委員）
第３部会につきましても特に報告事項はありません。

第４地区部会会長（小岩孝徳委員）
　第４部会ですが、検討事項がございますので、総会終了後、この部屋にお集まりください。

議　長（桑原会長）
　この報告事項について、皆さんから質問等がありましたらお願いいたします。
（特になし）
　しばらくないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議　長（桑原会長）
　日程第２議事録署名委員の指名について、会議規則第 14 条の規定により私のほうで指名してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
　異議なしの声がありましたので、私から指名をさせていただきます。議席番号５番櫻井信夫委員、議席番号６番大塚寛委員、両名にお願いいたします。

農地法第 18 条第６項の規定による届出について

議　長（桑原会長）
　続いて、日程第３報告第１号農地法第 18 条第６項の規定による届出についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（菅井主事）
　議案書の３ページをご覧ください。
　日程第３報告第１号農地法第 18 条第６項の規定による届出について、先月こちらについての説明をしませんでしたので、説明をさせていただきます。
　こちらの報告についてですが、農地の賃貸借の解約については、農地法第 18 条により、農地の賃貸借の当事者は、許可を受けなければ賃貸借の解除をすることができません。ただし、双方合意の上であれば、農業委員会にその旨を通知することで、この許可を要さずに解約することができます。報告第１号については、直近１ヵ月以内に出されたこの通知を報告するものであります。また、報告事項については、農業委員会に許可を求めるものではなく、報告に留まりますのでよろしくお願いします。
　今月は６件、36 筆、20,434 ㎡の届け出がありました。番号が１から始まるものについては賃貸借の契約になります。
　解約の理由については、契約相手の変更、農地転用のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議　長（桑原会長）
　では、報告第１号について、皆さんから質問・ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。
　（特になし）
　しばらくないようですので、報告第１号については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第３条の３の規定による届出について

議　長（桑原会長）
　続いて、日程第３報告第２号農地法第３条の３の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（菅井主事）
　議案書の７ページをご覧ください。
　こちらについても、先月どういったものかの説明をしませんでしたので、説明をさせていただきます。
　こちらについてですが、農地法第３条の規定により、農地の所有権、賃借権を移転する場合、あらかじめ農業委員会の許可を受けなければなりません。ただし、相続等の事由の場合は、許可を要さずに農業委員会へ届け出を提出するのみとなります。報告第２号については、直近１ヵ月に提出されたこちらの相続等による権利取得の届出について報告するものであります。また、この報告事項についても、解約の通知と同様に農業委員会の許可を求めるものではありませんので、ご了承ください。
　報告第２号農地法第３条の３の規定による届出について、今月は 18 件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。
　なお、権利取得期日から年数が経っているものに関しては、相続手続き等の遅れにより司法書士等から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議　長（桑原会長）
　報告第２号について、皆さんから質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。
　（特になし）
　しばらくないようですので、報告第２号については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

議　長（桑原会長）
　続いて、日程第３報告第３号農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）
　議案書の９ページをご覧ください。
　報告第３号農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について、今月は２a 未満の農機具格納庫建築１件の届出がありました。
　これについては、農地法施行規則第 29 条にて、例外的に農地法第４条の転用許可が不要なものとして規定されている届出であり、耕作の事業を行うものがその農地（２a 未満のものに限る）をその者の農作物の育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当するため、届出があったものです。
　同条の規程に該当する場合は農業委員会総会においての議決は不要となり、届出で足りるものとされております。

　整理番号１　申請人　　＊＊＊＊＊
　　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか１筆　合計 146 ㎡
　　転用目的　農機具格納庫建築敷地

議　長（桑原会長）
　では、報告第３号について、質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。
　（特になし）
　しばらくないようですので、報告第３号については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第３条の規定による許可申請について

議　長（桑原会長）
　続きまして、日程第４議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）
　議案書の 11 ページをご覧ください。
　日程第４議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買１件、所有権移転贈与４件、賃貸借権設定２件、使用貸借権設定１件です。

　整理番号１　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか６筆　合計 1,465 ㎡
　　権利種別　所有権移転　売買　＊＊＊＊＊円
　　譲受人　　＊＊＊＊＊

譲渡人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、就農したいためです。譲受人は申請地に隣接する住宅を購入し、就農したいため住宅に隣接する申請地も譲渡人から畑として購入するものです。就農への意欲もあり耕作も便利のため、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号２　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか５筆　合計 6,477 ㎡
権利種別　所有権移転　贈与
譲受人　　＊＊＊＊＊
譲渡人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人と譲受人の関係は母と子であり、譲渡人が高齢になったため、財産整理をしたい意向で譲受人に申請地を生前に贈与するものです。申請地は今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号３　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか１筆　合計 141 ㎡
権利種別　所有権移転　贈与
譲受人　　＊＊＊＊＊
譲渡人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人が所有する田んぼの中の一部であり、譲渡人が農地を維持できないため、経営規模の拡大を希望し、耕作便利な譲受人に贈与するものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号４　申請地　　＊＊＊＊＊　畑　226 ㎡
権利種別　所有権移転　贈与
譲受人　　＊＊＊＊＊
譲渡人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作に便利なためです。申請地は譲渡人が高齢になってから相続した農地であり、耕作は譲受人の兄がしていたため、近隣に住んでおり耕作が便利な譲受人と贈与の話がまとまったものです。申請地は今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号５　申請地　　＊＊＊＊＊　畑ほか１筆　合計 335.68 ㎡
権利種別　所有権移転　贈与
譲受人　　＊＊＊＊＊
譲渡人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作に便利なためです。申請地は譲渡人が相続により取得した農地で、譲渡人が県外に居住し農地を維持できないため、申請地の近くに住み、耕作便利な譲受人に贈与を希望したものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号６　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか１筆　合計 1,871 ㎡
権利種別　賃貸借権設定　賃借料＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）

契約期間　令和８年９月１日から令和 18 年８月 31 日　10 年間
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊
申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。借受人はこの度新規就農し、耕作できない親戚である貸付人の農地を契約し、経営規模の拡大を図るためです。借受人は農業経営へ意欲があるので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号７　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか１筆　合計 1,544 ㎡
権利種別　賃貸借権設定　賃借料＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間　令和８年９月１日から令和 11 年 12 月 31 日　３年間
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊
申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が耕作できないため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了したため、３年間の賃貸借の再設定をし、経営規模の拡大を図るためです。借受人は大型機械も所有し、農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号８番は農業者年金受給に伴う使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上、整理番号１番から８番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第３条第２項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。第１号議案については以上です。

議　長（桑原会長）
引き続き、地区担当委員の補足説明をお願いいたします。

青山春彦委員
整理番号１番ですが、譲受人が新規就農ということで、７月 27 日に面談を実施して、８月 22 日に譲受人及び譲渡人立ち合いのもと、現地確認を行いました。譲受人は申請地と隣接する住宅を購入し、農業を始めるものです。近所には親戚が住んでおり、機械を借り、協力してもらいながら耕作をするということですので、問題はないかと思われます。詳細については、事務局の説明のとおりであります。以上です。

星野幸夫委員
整理番号２番ですが、８月 20 日に譲受人に電話をもらい、８月 22 日に譲受人立ち合いで馬場推進委員と二人で現場を確認いたしました。現地は以前より譲受人が耕作を行っていたようです。圃場は稲作として適正に管理されて、これからの耕作に何の問題もないと考えます。
整理番号５番につきましてですが、８月 20 日に譲受人と連絡を取り、８月 23 日に譲受人立ち合いで椛澤推進委員と二人で現地を確認いたしました。現地は以前より譲受人が自家用野菜として活用しておりまして、これからも継続して自家用の野菜を栽培していくという活用方法だそうです。

渡邉英男委員

整理番号３番ですが、８月 19 日の 16 時半に瀧澤推進委員と共に譲受人のお宅を訪ねて、譲受人の親からお話を伺いました。宅地造成をするときに境界を真っすぐにしたため、面白い形で残った土地を交換したということでしたので問題ないと思います。登記の準備に時間が掛かって、今回の申請になったということでした。以上です。

上村喜久雄委員

整理番号４番ですが、８月 24 日に譲受人と面談、確認をさせていただきました。特に問題はないというようなことで、内容につきましては事務局の説明どおりでございます。

大塚寛委員

整理番号６番ですが、貸付人に二度電話をしてみたのですが、連絡が取れませんでしたので、借受人と話をさせていただきました。借受人に８月 18 日に電話をしたのですが、貸付人とは親戚であり、いとこということでしたが、その関係上貸付人とは話がスムーズにまとまって了解していただいたそうです。また、現地は８月 19 日に大塚推進委員と二人で確認させていただきました。申請地は田全体に穂が出揃った状態であって、畔の草刈りも行われていましたので心配いらないと思われます。詳細は事務局の説明のとおりでございます。

桑原正文委員

整理番号７番ですが、８月 17 日に借受人とお会いしてお話を伺いました。その後、８月 22 日に現地を確認させていただきました。内容については事務局の説明のとおりです。

議　長（桑原会長）

それでは、議案第１号について、皆さんから質問・ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

（特になし）

しばらくないようですので、それではこれから議決に入りたいと思います。議決は権利の種別ごとに行います。

まず、整理番号１番、所有権移転売買について、許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転贈与に関する、整理番号２番、３番、４番、５番について、議案どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、賃貸借件設定による整理番号６番、７番について、議案のとおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号８番、使用貸借権設定についても議案のとおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議　長（桑原会長）

続きまして、日程第４議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 15 ページをご覧ください。

議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、今月の申請は２件です。

整理番号１　申請地　　＊＊＊＊＊　田　261 ㎡
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊
転用目的　一般住宅建築敷地
申請概要　一般住宅 2 階建て 1 棟
農地区分　第 3 種農地
判断理由　申請地の概ね 300m以内に＊＊＊＊＊があるため
権利種別　使用貸借権設定

借受人は現在、夫婦で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になったことから、申請地南側にある借受人の父である貸付人宅の北側の隣接地に新築住宅を建築したいため、転用の申請があったものです。

整理番号２　申請地　　＊＊＊＊＊　田　81 ㎡
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊
転用目的　物置建築敷地
申請概要　昭和 54 年に建築済の物置 1 棟
農地区分　第 3 種農地
判断理由　都市計画法に規定する用途地域（第 1 種住居地域）が定められているため
権利種別　賃借権設定

申請地は既に亡くなっております貸付人の父及び借受人の父が、事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、転用の許可を得ないまま、昭和 54 年に申請地を賃借し、物置を建築して利用してしまっていました。そのため、この度始末書が提出され、追認の案件として申請があったものです。

なお、借受人は現在埼玉県に在住しておりますが、隣接地にある実家に定期的に帰省しており、物置も活用しているとのことです。

議　長（桑原会長）

説明に続きまして、地区担当委員の補足説明をお願いいたします。

青山春彦委員

整理番号１番ですが、８月 20 日に山之内推進委員と二人で貸付人、借受人、代理人行政書士立ち合いのもと、現地確認を行いました。申請地は畑として活用されていますが、転用目的の住宅敷地としての活用についても、周囲にほかの耕作地との接点はなく、何ら問題もないと考えます。以上です。

渡邉英男委員

整理番号２番ですが、８月 19 日の 15 時から現地で瀧澤推進委員と一緒に代理人行政書士から今回の経緯を聞きました。始末書に書いてあるとおり、今回正式に許可申請をし、登記をするとのことでした。以上です。

議　長（桑原会長）

ありがとうございました。それでは、議案第２号について、皆さんから質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

（特になし）

しばらくないようですので、それでは採決に移ります。

議案第２号について、提案どおりに許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議　長（桑原会長）

次、日程第４議案第３号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 17 ページをご覧ください。

議案第３号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを説明いたします。これは、農地法第２条第１項に規定する、農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。

今月は１件、14 筆、合計 5,484 ㎡です。

整理番号１	申請地	＊＊＊＊＊　畑ほか 13 筆　合計 5,484 ㎡
	申請者	＊＊＊＊＊
	新地目	原野または山林
	非農地の原因	いずれも＊＊地域の山間部に位置し、令和２年に父が亡くなる以前より耕作放棄地となっていた。現況はいずれも雑草雑木が繁茂し、周辺一帯原野化、＊＊＊の地周囲一帯は水が入り込み湿地となっている状況。一部地にあっては山林化に近い状況であり、藪等深く現地到達困難の地もある。 また地域では猿の集団等の鳥獣による被害も多い。 以上のことから、耕作不適・耕作不便。

以上、１件 14 筆につきまして、現地確認等の状況から地目の変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議　長（桑原会長）
それでは、この内容について質問・ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。
（特になし）
しばらくないようですので、ここで採決に移ります。議案第３号について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議　長（桑原会長）
続きまして、日程第４議案第４号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）
議案書の 19 ページをご覧ください。
議案第４号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和８年８月５日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くこととなっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権設定　　件数　28 件
　　筆数　102 筆
　　面積　103,929.00 ㎡

所有権移転　　件数　1 件
　　筆数　3 筆
　　面積　3,851.00 ㎡

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生いたします。県の公告は令和８年 10 月 30 日からとなります。
ご審議よろしくお願いします。

議　長（桑原会長）
それでは、議案第４号につきまして、皆さんから質問・ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

「なし」の声あり。
質問がないようですので、採決に入ります。
議案第４号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
それでは、異議なしと認め、特に意見なしと報告をいたします。

その他

事務局（星野係長）
・農業委員候補者評価委員会の開催について
・各部会代表の推進委員４名から代表１名の選出について

事務局（菅井主事）
・広報活動の説明のため、第１部会・第４部会の参集について
・第 28 回全国農業担い手サミット in にいがたの追加募集について

事務局（櫻井主任）
・全国農業新聞前期普及強調月間について

議　長（桑原会長）
それでは、提出された議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。
（時刻は 14 時 15 分）

上記会議の内容は、令和８年度第６回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和８年９月２５日

魚沼市農業委員会

議　　長		桑原　正文
議席番号	５番	櫻井　信夫
議席番号	６番	大塚　寛